

令和 6 年度

第 3 回

上越市地域公共交通運賃等協議会
議 案 書
(書面協議)

日 時

令和 6 年 12 月 2 日 (月) から
令和 6 年 12 月 9 日 (月) まで

協議運賃路線における運賃の改定について【(有)浦川原タクシー】

1 要旨

市内の路線バスについては、利用者数の減少や物価・エネルギー価格高騰に伴う収支状況の悪化により、安定的に運行を継続していくことが困難になってきている。

こうした中、バス事業者から、日常生活を支える移動手段を維持・確保するため、協議運賃路線に係る運賃の値上げについて申し出があったことから、道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議を行うもの。

2 運賃改定の内容

(1) 対象路線 1 路線

No.	路線名	区間	運賃適用日
1	安塚区予約型コミュニティバス	安塚区全域及び浦川原区虫川	R 5. 4. 1～

(2) 値上の時期 令和 7 年 3 月 1 日

(3) 改定前後の運賃及び改定額

改定前運賃		改定後運賃	改定額
大人	200 円	大人 300 円	+100 円
		中学生・高校生 200 円	据置き
小人	100 円	小学生 100 円	据置き

3 意見募集の実施について

(1) 市広報等への情報掲載を通じた意見募集

- ・ 期 間 令和 6 年 9 月 25 日(水)から 10 月 24 日(木)
- ・ 応募方法 意見書様式に必要事項を記入し、メール、FAX または直接、交通政策課に提出
- ・ 結 果 意見：1 件 (資料 1-1) のとおり)

(2) (参考) 地区公共交通懇話会の開催による意見聴取

- ・ 会議開催 浦川原区公共交通懇話会ほか 10 地区の懇話会
- ・ 結 果 意見：11 件 (資料 1-2) のとおり)

4 その他

- ・ 本議案については、ご承認いただいた後、上越市地域公共交通運賃等協議会設置規定第 9 条第 2 項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。